

第百五十四回 参議院農林水産委員会會議録第八号

平成十四年四月二十五日(木曜日)
午後一時開会

委員の異動

四月十八日

辞任

補欠選任

谷林 正昭君

羽田雄一郎君

山根 隆治君

榛葉賀津也君

四月十九日

辞任

補欠選任

仲道 俊哉君

岩永 浩美君

山本 香苗君

鶴岡 洋君

畑野 君枝君

市田 忠義君

四月二十三日

辞任

補欠選任

加治屋義人君

山下 善彦君

四月二十四日

辞任

補欠選任

小斉平敏文君

桜井 新君

山下 善彦君

鴻池 祥肇君

四月二十五日

辞任

補欠選任

鴻池 祥肇君

加治屋義人君

桜井 新君

小斉平敏文君

出席者は左のとおり。

委員長

常田 享詳君

理事

太田 豊秋君

国井 正幸君

和田ひろ子君

紙 智子君

委員

岩永 浩美君

加治屋義人君

第八部 農林水産委員会會議録第八号 平成十四年四月二十五日【参議院】

小斉平敏文君
野間 越君
小川 勝也君
郡司 彰君
榛葉賀津也君
羽田雄一郎君
鶴岡 洋君
渡辺 孝男君
岩本 莊太君
中村 敦夫君
武部 勤君
農林水産大臣
農林水産副大臣
大臣政務官
農林水産大臣政務官
事務局側
常任委員会専門員
山田 榮司君

○委員長(常田享詳君) 農林水産委員会を開会いたしました。

委員の異動について御報告いたします。
去る十八日、谷林正昭君及び山根隆治君が委員を辞任され、その補欠として羽田雄一郎君及び榛葉賀津也君が選任されました。

○委員長(常田享詳君) 農林水産委員会を開会いたしました。

本日、の会議に付した案件
○農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
○農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(常田享詳君) 農林水産委員会を開会いたしました。

農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

経営の改善を図るのに必要な長期運転資金を追加することとしております。

第二に、農林漁業金融公庫法の一部改正であります。

農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第三に、農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

農林水産委員会の改善に必要資金の融通の円滑化のための農林近代化資金助成法等の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四三六号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 鹿児島県曾於郡大崎町菱田二、五

二六 佐藤一成外二千二百十七名

紹介議員 緒方 靖夫君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四三七号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 東京都足立区竹の塚一ノ四ノ二一

ノ四〇六 齊藤ひろ子外二千二百十七名

紹介議員 小池 晃君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四三八号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 栃木市田村町一、〇〇一ノ二

早 川智子外二千二百十七名

紹介議員 小泉 親司君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四三九号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 栃木県矢板市針生六八ノ四一

大 塚明子外二千二百十七名

紹介議員 大門実紀史君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四〇号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 埼玉県羽生市東四ノ二ノ四七

榎

田京子外二千二百十七名

紹介議員 富樫 練三君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四一号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 広島市佐伯区美の里一ノ三ノ二

飯塚美佐子外二千二百十七名

紹介議員 西山登紀子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四二号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 山形県飽海郡平田町大字砂越字上

川原二三 小林美代子外二千二百十七名

紹介議員 畑野 君枝君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四三号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 名古屋守山区鳥羽見三ノ一二ノ

七 近藤みよ子外二千二百十七名

紹介議員 八田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四四号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 神戸市垂水区大町三ノ一ノ二

片山幹生外二千二百十七名

紹介議員 林 紀子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四五号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県島田市御飯屋町八八ノ五

奥田龍平外百名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

の制定に関する請願

請願者 鹿児島県肝属郡東串良町新川西

三、六二一 林弥也外二千二百十七名

紹介議員 筆坂 秀世君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四六号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 大阪府高槻市美しが丘一ノ二ノ

六 清川研二外二千二百十七名

紹介議員 宮本 岳志君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四七号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 鹿児島県曾於郡有明町蓬原六八一

ノ四 三浦司外二千二百十七名

紹介議員 吉岡 吉典君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四八号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 栃木県矢板市末広町二ノ二七

本澤明美外二千二百十七名

紹介議員 吉川 春子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四四九号 平成十四年四月五日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県島田市御飯屋町八八ノ五

奥田龍平外百名

紹介議員 榎葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四五六号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 新潟県加茂市高須町二ノ二ノ四

菊田真紀子外千四百十六名

紹介議員 渡辺 秀央君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四五七号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 山梨県甲府市堀之内町九四四ノ一

〇 中込茂外千八百九十三名

紹介議員 奥石 東君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四五八号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市南萩島四、一四三ノ

一 堀剛外九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四五九号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 新潟市鳥屋野三ノ二ノ一〇 津田

春華外二十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四六〇号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症（BSE）対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 長野市小島田町二八六 中村正俊

外四千九百二十二名

紹介議員 北澤 俊美君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四六一号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 埼玉県所沢市下富一、二〇九ノ二

四 堀内武外七十八名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四六二号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県引佐郡三ヶ日町都筑一、一

七〇ノ一 黒柳春美外九百九十五名

紹介議員 榑葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四七〇号 平成十四年四月八日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 和歌山県日高郡日高町原谷二四七

ノ一 井原美穂外三百三十七名

紹介議員 大江 康弘君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四八一号 平成十四年四月九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 新潟県北蒲原郡水原町中央町一ノ

七ノ一八 三浦哲外八名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四八二号 平成十四年四月九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市袋山一、七五三ノ一

九 沖之島正行外九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四八三号 平成十四年四月九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 札幌市厚別区大谷地西一ノ五ノ一

八 大本範子外三百三十五名

紹介議員 峰崎 直樹君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一四八四号 平成十四年四月九日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 札幌市中央区宮の森三条四ノ一ノ

二二ノ一〇四 中沢健外五十七名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五〇三号 平成十四年四月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 石川県金沢市西念三ノ一五ノ九

藤田純男外十九名

紹介議員 森 ゆうこ君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五〇四号 平成十四年四月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 福島県郡山市うね町一六〇ノ一

三 横田洋子外六千五百四十五名

紹介議員 和田ひろ子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五〇五号 平成十四年四月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 新潟県長岡市福道町五四二ノ二〇

高野直子外七千五百六十九名

紹介議員 神本美恵子君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五〇六号 平成十四年四月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 北海道石狩市花川北二条六ノ二三

〇 長谷川親義外千五百二十一名

紹介議員 小川 勝也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五〇七号 平成十四年四月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県榛原郡金谷町金谷河原四九

五ノ一三 山本裕広外百一名

紹介議員 榑葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五二一号 平成十四年四月十日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市袋山五五ノ三 阿部

賢二外十三名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五五八号 平成十四年四月十一日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

請願者 静岡県掛川市中央高町六八ノ二

鈴木克美外百五名

紹介議員 榑葉賀津也君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

第一五六二号 平成十四年四月十一日受理

牛海綿状脳症(BSE)対策のための緊急措置法の制定に関する請願

の制定に関する請願

請願者 埼玉県越谷市袋山一、七〇八 藤

井美枝子外九名

紹介議員 藤井 俊男君

この請願の趣旨は、第四八七号と同じである。

四月二十四日本委員会に左の案件が付託された。

一、農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

一、農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

農業経営の改善に必要な資金の融通の円滑化のための農業近代化資金助成法等の一部を改正する法律案

(農業近代化資金助成法の一部改正)

第一条 農業近代化資金助成法(昭和三十六年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第一条中「行なう」を「行う」に改め、「農業者等の資本整備の高度化を図り、」を削る。

第二条第三項中「資本整備の高度化及び」を削り、「造成」の下に「復旧」を加え、「及び乳牛」を「乳牛」に改め、「購入又は育成に要するもの」の下に「及び農業経営の規模の拡大、生産方式の合理化、経営管理の合理化、農業従事者の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い要するもの」を加える。

(農林漁業金融公庫法の一部改正)

第二条 農林漁業金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)の一部を次のように改正する。

第十八条第一項第一号の二中「。別表第二において「農業経営の改善のためにする農地等の取得」というを削り、同項第一号の三中「第

三号及び第六号」を「第五号」に改め、同条第三項中「農業、」を削る。

別表第二の第一号を次のように改める。

年	三分五厘	二十五年	十年
年	五分	二十五年	三年
(第十八条第一項第一号の二に掲げる資金については、年三分五厘)			(果樹の植栽又は育成に必要なものについては、十年)

同号(二)の償還期限の欄中「(果樹の植栽に必要なものについては、二十五年)」を削り、同号(二)の据置期間の欄中「(果樹の植栽に必要なものについては、十年)」を削り、同号を同表の第二号とし、同表中第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とする。

(農業改良資金助成法の一部改正)

第三条 農業改良資金助成法(昭和三十一年法律第二百二号)の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

(定義)

第二条 この法律において「農業改良資金」とは、農業改良措置（農業経営の改善を目的として新たな農業部門の経営若しくは農畜産物の加工の事業の経営を開始し、又は農畜産物若しくはその加工品の新たな生産若しくは販売の方式を導入することをいう。以下同じ。）を実施するのに必要な次に掲げる資金をいう。

- 一 施設の改良、造成又は取得に必要な資金
- 二 永年性植物の植栽又は育成に必要な資金
- 三 家畜の購入又は育成に必要な資金
- 四 農業経営の規模の拡大、生産方式の合理

化、経営管理の合理化、農業従事の態様の改善その他の農業経営の改善に伴い必要な資金で農林水産大臣が指定するもの

第三条第一項中「生産方式改善資金、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金又は青年農業者等育成確保資金」を「農業改良資金」に改め、「(次項の規定により指定された市町村の区域内の農業者等に対する特定地域新部門導入資金の貸付けを除く。)」を削り、同条第二項中「次の各号に掲げる要件

のいずれにも該当する市町村を、その申請により」を削り、「特定地域新部門導入資金」を「農業改良資金」に、「事業を自ら行う市町村として指定し、当該市町村」を「業務を行う融資機関（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第二号及び第三号の事業を併せ行う農業協同組合若しくは農業協同組合連合会又は銀行その他の金融機関で政令で定めるものをいう。第十七条において同じ。）」に、「当該事業」を「当該業務」に改め、同項各号を削る。

第四条中「生産方式改善資金にあつては、農林水産省令で定める標準資金需要額を基準として都道府県が定める額の百分の八十(政令で定める種類のものにあつては百分の九十)とし、特定地域新部門導入資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、それぞれ、その種類ごとに」を削る。

第五條第一項中「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては十年を超えない範囲内で、特定地域新部門導入資金にあつては十二年」を「十年（地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域として農林水産大臣が指定するものにおいて農業改良措置を実施するのに必要な資金（次項において「特定地域資金」という。）にあつては、十二年）」に改め、それぞれ、その種類ごとに」を削り、同条第二項中「生産方式改善資金、経営規模拡大資金、農家生活改善資金及び青年農業者等育成確保資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき三年を超えない範囲内で、特定地域新部門導入資金にあつては、必要と認められる種類の貸付金につき五年」を「三年（特定地域資金にあつては、五年）」に改め、それぞれその種類ごとに」を削り、同条第三項を削る。

第七條及び第八條を次のように改める。

（貸付資格の認定）

第七条 貸付金の貸付けを受けようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、農業改良措置に関する計画を作成し、これを申請書に添え、都道府県知事に提出して、当該貸付けを受けることが適当である旨の都道府県知事の認定を受けなければならない。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 農業改良措置の目標
- 二 農業改良措置の内容及び実施時期
- 三 農業改良措置を実施するのに必要な資金の額及びその調達方法

第八条 都道府県知事は、前条第一項の認定の申請があつたときは、その申請者（その者が団体である場合には、その団体を構成する農業改良措置を実施することによりその経営を改善する見込みがあり、かつ、申請に係る地域においては当該農業改良措置を実施することが必要であると認められる場合に限り、同項の認定をするものとする。

第十二条から第十七条までを削る。

第十八条第二項中「第三条第二項」を「同条第二項」に改め、「この項において」を削り、「第十一条」を「前条」に、「第二十一条及び第二十二條第三項」を「第十五条及び第十六條第三項」に改め、同条を第十二条とする。

第十九条第一項中「第三条第一項」を「第三条」に改め、「昭和二十二年法律第百三十二号」を削り、同条を第十三条とし、第二十条を第十四条とし、第二十一条を第十五条とする。

第二十二條第一項中「第三条第一項」を「第三条」に、「事業」を「事業の全部」に、「貸付金」を「貸付金等」に、「第二十二條第二項」を「第十四條第二項」に改め、同条第二項中「第三条第一項」を「第三条」に、「事業」を「事業の全部」に、「貸付金」を「貸付金等」に改め、同条を第十六条とし、同条の次に次の一条を加える。

(準用)
第十七条 第四条、第五条、第七条及び第八条の規定は融資機関が行う第三条第二項の農業改良資金の貸付けについて、第九条から第十四条までの規定は融資機関が行う第三条第二項の貸付けに係る資金について準用する。この場合において、第十四條第二項中「償還方法」とあるのは、「償還方法その他必要な貸付けの条件の基準」と読み替えるものとする。

第二十三條を削る。
附則第二項中「以下「改正法」という。」を削り、「第二十二條第一項」を「第十六條第一項」に、「貸付金」を「貸付金等」に改める。
(農業信用保証保険法の一部改正)
第四条 農業信用保証保険法（昭和三十六年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第三号中「農業近代化資金」の下に「農業改良資金」を加え、同号を同項第四号とし、同項中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 農業改良資金（農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二二號）第二条に規定する農業改良資金（同法の定めるところにより貸し付けられるものに限る。）をいう。
以下同じ。）

第八条第一号ハ中「及びロ」を「からハまで」に改め、同号中ハをニとし、ロをハとし、イの次に次のように加える。
ロ 農業改良資金
第十一条第二号中「就農支援資金」を「農業改良資金及び就農支援資金」に改め、同条第三号中「第八条第一号ハ」を「第八条第一号ニ」に改める。

第七十二條第一項ただし書中「第二条第三項第三号」を「第二条第三項第四号」に改める。
附則
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月

を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(農林漁業金融公庫法の一部改正に伴う経過措置)
第二条 この法律の施行前に貸し付けられた第二条の規定による改正前の農林漁業金融公庫法（次条において「旧公庫法」という。）別表第二の第一号、第一号の二及び第三号に掲げる資金（同表の第三号に掲げる資金については、農業に係るものに限る。）については、なお従前の例による。

第三条 この法律の施行前にした旧公庫法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(農業改良資金助成法の一部改正に伴う経過措置)
第四条 この法律の施行前に貸し付けられた第三条の規定による改正前の農業改良資金助成法第二条第一項の生産方式改善資金、同条第二項の特定地域新部門導入資金、同条第三項の経営規模拡大資金、同条第四項の農家生活改善資金及び同条第五項の青年農業者等育成確保資金については、なお従前の例による。
(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。
(農業経営基盤強化措置特別会計法の一部改正)
第六条 農業経営基盤強化措置特別会計法（昭和二十一年法律第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第二十条第二項」を「第十四條第二項」に、「第二十二條第一項」を「第十六條第一項」に改め、同条第二項中「第二十条第二項」を「第十四條第二項」に改める。
(農業経営基盤強化促進法及び青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法の一部改正)
第七条 次に掲げる法律の規定中「第十八條第一項」を「第十二條第一項」に改める。

一 農業経営基盤強化促進法（昭和五十五年法律第六十五号）第三十五条
二 青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法（平成七年法律第二号）第二十条
(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の一部改正)

第八条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の一部を次のように改正する。
第六条中「第二条第一項の生産方式改善資金」を「第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）」に、「同法第五条第一項」を「同項」に改める。

農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案
農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法案
(目的)
第一条 この法律は、農業法人に対する投資の円滑化を図るための特別の措置を講ずることにより、農業法人の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図り、もって農業の持続的な発展に寄与することを目的とする。

(定義)
第二条 この法律において「農業法人」とは、農事組合法人、合資会社、株式会社又は有限会社であつて、農業を営むものをいう。
2 この法律において「農業法人投資育成事業」とは、次に掲げる事業をいう。

一 農業法人の持分、株式、新株予約権（商法（明治三十二年法律第四十八号）第二百八十条ノ十九第一項に規定する新株予約権をいう。以下同じ。）又は新株予約権付社債等（同法第三百四十一条ノ二第一項に規定する新株予約権付社債及びこれに準ずる社債として農林水産省令で定めるものをいう。以下同じ。）の取得及び保有

二 前号の規定によりその持分、株式、新株予約権又は新株予約権付社債等を保有している農業法人に対して経営又は技術の指導を行う事業

(事業計画の承認)

第三条 農業法人投資育成事業を営もうとする株式会社（農業法人投資育成事業を営む株式会社を設立しようとする者を含む。）は、当該農業法人投資育成事業に関する計画（以下「事業計画」という。）を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その事業計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 持分又は株式の取得の対象とする農業法人の選定の基準、持分又は株式の取得の際の評価の基準、持分又は株式の取得の限度、持分又は株式の保有期間及び持分又は株式の処分の方法

二 新株予約権の取得の対象とする農業法人の選定の基準、新株予約権の内容に関する基準、新株予約権の取得の限度及び新株予約権の行使の時期

三 新株予約権付社債等の取得の対象とする農業法人の選定の基準、新株予約権付社債等の取得の限度及び新株予約権付社債等の償還期限に関する基準並びに新株予約権付社債にあつては、当該社債に付された新株予約権の内容に関する基準及び新株予約権の行使の時期

四 前条第二項第二号に掲げる事業に係る手数料

料
3 農林水産大臣は、第一項の承認の申請があつた場合において、その事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その承認をするものとする。

一 その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の自己資本の充実に図る上で有効かつ適切なものであること。

二 その事業計画に係る農業法人投資育成事業が農業法人の健全な成長発展に資するものであること。

三 その事業計画が当該農業法人投資育成事業を円滑かつ確実に遂行するために適切なものであること。

(事業計画の変更)

第四条 前条第一項の承認を受けた者（その者の設立に係る同項の株式会社を含む。）は、当該承認に係る事業計画を変更しようとするときは、農林水産大臣の承認を受けなければならない。

2 前条第三項の規定は、前項の承認について準用する。

(報告の徴収)

第五条 農林水産大臣は、第三条第一項の承認を受けた株式会社（同項の承認を受けた者の設立に係る同項の株式会社を含む。）以下「承認会社」という。）に対し、農業法人投資育成事業の実施状況について報告を求めることができる。

(改善命令)

第六条 農林水産大臣は、承認会社が第三条第一項の承認に係る事業計画（第四条第一項の規定による変更の承認があつたときは、その変更後のもの。）以下「承認事業計画」という。）に従つて農業法人投資育成事業を営んでいないと認めるときは、当該承認会社に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置を執るべきことを命ずることができる。

(事業計画の承認の取消し)

第七条 農林水産大臣は、承認会社が前条の規定による命令に違反したときは、第三条第一項の承認を取り消すことができる。

(農林漁業金融公庫法の特例)

第八条 農林漁業金融公庫は、農林漁業金融公庫法（昭和二十七年法律第三百五十五号）第十八条第一項及び第四項、第十八条の二第二項並びに第十八条の三第一項に規定する業務のほか、農業法人に対する民間の投資を補完するため、

承認会社が承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営むのに必要な資金の出資の業務を行うことができる。

2 前項に規定する資金の出資は、当該出資に係る農業法人投資育成事業からの配当の支払を可能とする利益の発生が確実であると認められる場合に限り、農林水産大臣及び財務大臣の認可を受けて行うことができるものとする。

3 第一項の規定により農林漁業金融公庫が行う同項に規定する資金の出資についての農林漁業金融公庫法第十二条の二第二項第一号、第二十九号、第三十号第一項及び第三十五号第三号の規定の適用については、同法第十二条の二第二項第一号中「又はこの法律」とあるのは「若しくは農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法又はこれらの法律」と、同法第二十九号及び第三十号第一項中「この法律」とあるのは「この法律又は農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法」と、同法第三十五号第三号中「第十八条の三まで」とあるのは「第十八条の三まで及び農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第八号第一項」とする。

（農業協同組合法の特例）
第九条 承認会社が承認事業計画に従つて農業法人投資育成事業を営む場合における当該承認会社についての農業協同組合法（昭和二十二年法律第三十二号）第七十二条の十第一項の規定の適用については、同項中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及び当該農事組合法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六号に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第五条に規定する承認会社」とする。

（農地法の特例）
第十条 承認会社であつて、地方公共団体、農業協同組合、農業協同組合連合会又は農林中央金庫がその総株主の議決権の過半数を有しているものが、承認事業計画に従つて農業法人投資育

成事業を営む場合における当該承認会社についての農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第二条第七項第二号の規定の適用については、同号中「次に掲げる者」とあるのは、「次に掲げる者及びその法人に農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法第六号に規定する承認事業計画に従つて同法第二条第二項に規定する農業法人投資育成事業に係る投資を行った同法第五条に規定する承認会社」とする。

（罰則）
第十一条 第五条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした場合には、その違反行為をした承認会社の役員又は職員は、三十万円以下の罰金に処する。

2 承認会社の代表者又は承認会社の代理人、使用人その他の従業員が、その承認会社の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その承認会社に対して同項の刑を科する。

附則
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（公庫の予算及び決算に関する法律の一部改正）
第二条 公庫の予算及び決算に関する法律（昭和二十六年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第五条第三項中「配当金」の下に「（農林漁業金融公庫及び沖縄振興開発金融公庫の場合に限る。）」を加える。

平成十四年五月一日印刷

平成十四年五月二日発行

参議院事務局

印刷者 財務省印刷局

F